

3 月 1 日 ( 第 1 号 )

# 令和3年豊能町議会3月定例会議会議録目次

令和3年3月1日（第1号）

出席議員	1
議事日程	2
開会の宣告	4
町長あいさつ	4
開議の宣告	5
会議録署名議員の指名	5
町政運営方針について	5

（議案提案説明・質疑・討論・採決）

第3号議案	豊能町公平委員会委員の選任につき同意を求め ることについて	1 3
第4号議案	豊能町公平委員会委員の選任につき同意を求め ることについて	1 3
第5号議案	豊能町公平委員会委員の選任につき同意を求め ることについて	1 3

（議案提案説明）

第6号議案	町長等の損害賠償責任の一部の免責に関する条 例制定の件	1 4
第7号議案	豊能町監査委員条例改正の件	1 4
第8号議案	豊能町国民健康保険条例改正の件	1 5
第9号議案	豊能町介護保険条例改正の件	1 5
第10号議案	豊能町指定居宅介護支援事業者の指定並びに指 定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関す る基準を定める条例改正の件	1 6
第11号議案	豊能町立コミュニティセンター条例改正の件	1 7
第12号議案	豊能町立公民館条例等改正の件	1 7
第13号議案	町道路線の認定、廃止、一部廃止及び変更の件	1 8

第 1 4 号議案	令和 2 年度豊能町一般会計補正予算（第 1 0 回） の件……………	1 8
第 1 5 号議案	令和 2 年度豊能町後期高齢者医療特別会計補正 予算（第 2 回）の件……………	2 1
第 1 6 号議案	令和 2 年度豊能町介護保険特別会計事業勘定補 正予算（第 4 回）の件……………	2 2
第 1 7 号議案	令和 2 年度豊能町下水道事業特別会計補正予算 （第 1 回）の件……………	2 2
第 1 8 号議案	令和 3 年度豊能町一般会計予算の件……………	2 3
第 1 9 号議案	令和 3 年度豊能町国民健康保険特別会計事業勘 定予算の件……………	2 6
第 2 0 号議案	令和 3 年度豊能町国民健康保険特別会計診療所 施設勘定予算の件……………	2 7
第 2 1 号議案	令和 3 年度豊能町後期高齢者医療特別会計予算 の件……………	2 8
第 2 2 号議案	令和 3 年度豊能町介護保険特別会計事業勘定予 算の件……………	2 8
第 2 3 号議案	令和 3 年度豊能町下水道事業特別会計予算の件…	3 0
散 会 の 宣 告	……………	3 1

## 令和3年豊能町議会3月定例会議会議録（第1号）

年 月 日 令和3年3月1日（月）

場 所 豊能町役場議場

出席議員 10名

3番	中川 敦司	4番	寺脇 直子
5番	管野英美子	6番	永谷 幸弘
7番	井川 佳子	8番	小寺 正人
9番	秋元美智子	10番	高尾 靖子
11番	西岡 義克	12番	川上 勲

欠席議員 1名 田中 龍一

本会議に説明のため出席した者は、次のとおりである。

町 長	塩川 恒敏	副 町 長	池上 成之
教 育 長	森田 雅彦	まちづくり調整監	松本真由美
保健福祉部長	上浦 登	住 民 部 長	大西 隆樹
都市建設部長	高木 仁	こども未来部長	八木 一史

本会議に職務のため出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長	東浦 進	書 記	清水 義和
書 記	田中 尚子		

## 議事日程

令和3年3月1日（月）午前9時30分開議

- |        |            |   |
|--------|------------|---|
| 日程第 1  | 会議録署名議員の指名 |   |
| 日程第 2  | 町政運営方針について |   |
| 日程第 3  | 第 3号議案     | 豊能町公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて                            |
| 日程第 4  | 第 4号議案     | 豊能町公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて                            |
| 日程第 5  | 第 5号議案     | 豊能町公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて                            |
| 日程第 6  | 第 6号議案     | 町長等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例制定の件                              |
| 日程第 7  | 第 7号議案     | 豊能町監査委員条例改正の件   |
| 日程第 8  | 第 8号議案     | 豊能町国民健康保険条例改正の件   |
| 日程第 9  | 第 9号議案     | 豊能町介護保険条例改正の件   |
| 日程第 10 | 第 10号議案    | 豊能町指定居宅介護支援事業者の指定並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例改正の件 |
| 日程第 11 | 第 11号議案    | 豊能町立コミュニティセンター条例改正の件                                    |
| 日程第 12 | 第 12号議案    | 豊能町立公民館条例等改正の件  |
| 日程第 13 | 第 13号議案    | 町道路線の認定、廃止、一部廃止及び変更の件                                   |
| 日程第 14 | 第 14号議案    | 令和2年度豊能町一般会計補正予算（第10回）の件                                |
| 日程第 15 | 第 15号議案    | 令和2年度豊能町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2回）の件                          |
| 日程第 16 | 第 16号議案    | 令和2年度豊能町介護保険特別会計事業勘定補正予算（第4回）の件                         |
| 日程第 17 | 第 17号議案    | 令和2年度豊能町下水道事業特別会計補正予算（第1回）の件                            |
| 日程第 18 | 第 18号議案    | 令和3年度豊能町一般会計予算の件  |

- |         |           |                                     |
|---------|-----------|-------------------------------------|
| 日程第 1 9 | 第 1 9 号議案 | 令和 3 年度豊能町国民健康保険特別会計事業<br>勘定予算の件    |
| 日程第 2 0 | 第 2 0 号議案 | 令和 3 年度豊能町国民健康保険特別会計診療<br>所施設勘定予算の件 |
| 日程第 2 1 | 第 2 1 号議案 | 令和 3 年度豊能町後期高齢者医療特別会計予<br>算の件       |
| 日程第 2 2 | 第 2 2 号議案 | 令和 3 年度豊能町介護保険特別会計事業勘定<br>予算の件      |
| 日程第 2 3 | 第 2 3 号議案 | 令和 3 年度豊能町下水道事業特別会計予算の<br>件         |

開会 午前9時30分

○議長（永谷幸弘君）

ただいまの出席議員は10名であります。

定足数に達しておりますので、令和3年豊能町議会3月定例会議を開会いたします。

新型コロナウイルス感染症対策で、議員間の距離を取るため、通常の議席場所から変更しております。皆様にはマスクの着用をしていただいておりますが、発言の際にもマスク着用のままでお願いいたします。

また、傍聴につきましては、スペースの関係上、傍聴者間の距離を取るために、本会議場の傍聴席には定員20名のうち5名のみの方を入れていただき、残りの方につきましては音声傍聴の形を取らせていただきますので御了承願います。

それでは定例会議に当たりまして町長から御挨拶がございます。

塩川恒敏町長。

○町長（塩川恒敏君）

皆様、おはようございます。

議会開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

議員の皆様におかれまして、御多用のところ御参会賜り、誠にありがとうございます。平素からの御精励に対し感謝申し上げます。ありがとうございます。

本日3月1日、大阪府を初め3関西の府県が緊急事態宣言が解除され、レッドステージからイエローステージに変わりました。住民の皆様にはこれまで大変御不便と御負担をかけてまいりました。また、感染予防策を本当に徹底を頂いたおかげでございます。住民の皆さんに感謝申し上げます。しかし、コロナ自身が終息したわけではありません。私たちのコロナウイルスは間近に迫ってきておりまして、一部は変異を狙っているという状況でございます。一刻も早

く皆様の社会生活が日常に取り戻せるよう、本当に頑張っていないといけないということになります。年度替わりでございますので、人の異動、歓迎会なども多く出てくると思います。感染のリバウンドを決して起こさないように、注意深くそして段階的なソフトランニングを図っていくことが重要だと思っております。緊急事態宣言が解除されましても、御要請に、そして御協力を頂きますようよろしくお願いを申し上げます。

昨日なんですけれども、大阪府立体育館におきまして、新型コロナウイルスの集団接種の訓練が開催されました。訓練の参加機関は、大阪府の都市医師会そして大阪府の看護協会そして薬剤師協会の方々、そしてワクチンを開発をしたファイザー製薬、注射器等を製造するニプロ、そして市町村の各担当の方々が集まって、昨日の報道にもあったように、本当に真剣に訓練に臨んでおりました。各市町村への参考事例となるように、大規模会場の例そして小規模会場の例、大きく二つに分けました。受付の開始から予約票記入、予約票の確認で予診の待機、そして医師による予診場所が複数設けられ、そして接種会場も複数設けられております。接種後の状況観察エリア、これが本当に肝だと思っておりますけれども、医師と看護師による経過観察を行い、そして最後に接種済票の発行で2回目の接種の日にちが決まるというような形でございます。政府からは4月26日ワクチン接種に向けて確保し発送するということですので、町といたしましては接種クーポンの発行から予約受付システム、そしてコールセンターの設置や、そして最後の国の報告など、多くの事務作業がありますけれども、研究機関の皆様と連携を強化し万全な体制で臨んでまいりたいと思っております。町内の医療機関

の皆様からは、個別接種に向けて積極的に協力を頂ける旨の御回答を頂いております。本当に感謝に堪えません。本当にありがとうございます。

このたびの町議会定例会は、令和3年度の各会計予算を初めとする重要な会議でございます。今回提案させていただいておりますのは、新会計の当初予算6件、そして2年度の補正予算4件、条例制定1件、条例改定6件、人事案件3件、その他の合わせて21件の提案を予定しております。

また、後ほど皆様のお時間を頂きまして、町政運営における基本的な考え方と主な施策につきまして述べさせていただきたいと思っております。ありがとうございます。

議員の皆様におかれましては、どうか慎重なる御審議を頂き、適切な御決定を賜りますようお願い申し上げます、開会の挨拶とさせていただきます。ありがとうございます。

○議長（永谷幸弘君）

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりでございます。

なお、3月定例会議の会議期間は、本日から3月19日までの19日間といたします。

日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

本定例会議の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、11番・西岡義克議員及び12番・川上勲議員を指名いたします。

日程第2「町政運営方針について」を議題といたします。

令和3年度町政運営方針の表明を求めます。

塩川恒敏町長。

○町長（塩川恒敏君）

こんにちは。豊能町議会3月定例会議の

開会にあたり、令和3年度の町政運営における基本的な考え方と主な施策を申し上げ、町議会議員並びに住民の皆様の御理解と御協力をお願い申し上げます。

私が公約に掲げている「教育改革」について、これまで多くの方々と繰り返し議論を重ね、令和8年4月に東西それぞれに小中一貫校に再編統合することが決まりました。教育委員の皆様を始め、住民の皆様、町議会議員の皆様の御支援、御協力によるものと、心よりお礼申し上げます。

さて、日本の経済は、新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として厳しい状況にあります。ワクチンの供給について一定の目途はたったものの、効果的な治療法は確立されておらず、先行きについては未だ不透明な状態が続くと想定されています。引き続き、全国民が協力し合い、感染拡大の防止策を講じつつ、社会経済活動のレベルを引き上げていく中で、各種政策の効果や経済が改善されることを期待するところであります。

本町の財政状況は、令和元年度一般会計の決算で、実質収支は6,492万円の黒字となりました。しかしこの黒字は、財政調整基金2億9,000万円を取り崩して確保したもので、実質単年度収支は2億2,800万円の赤字となっています。課題である人口減による町税の減少傾向は解消されることなく、町税の減収を補う普通交付税等の依存財源の占める割合が高くなっており、国の財政措置次第で、町の財政状況が大きく左右される状況が続いています。

令和元年度の経常収支比率は104.2%と前年度より3ポイントの増となり、2年連続で100%を超えることとなりました。人件費や繰出金、扶助費も増加傾向にあるため、財政状況が硬直化している状況は今後も続くと予想されます。さらに、学校再

編の将来への投資を始め、公共施設の老朽化に伴う維持・改修費用や、インフラ設備の更新費用、増加する医療費等の社会保障関係経費等、多額の財政負担が予想されています。

豊能町行財政改革プラン2019年を基本とした行財政改革の実施により、「健全化」と「成長」が両立しうる財政基盤を構築し、将来にわたり持続可能な財政運営を進めていきます。

本町には解決すべき課題が山積していますが、課題を一つひとつ解決するため、今後もより一層、地域の住民や事業者などの地域の多様な主体との連携・協働を推進するとともに、大学、民間企業との相互連携による施策や事業の展開を、職員一同全力で取り組み、住民の期待と信頼に応えてまいります。

#### 令和3年度当初予算案

令和3年度当初予算案は、引き続き経費の削減に取り組む一方で、将来にわたり持続可能なまちづくりを進めるために、限られた財源を効果的かつ実効性のある施策に重点的に配分しました。

#### 「1」地域とともにある学校づくり

令和2年1月に改定した「豊能町教育大綱」にあるように、保幼小中学校で切れ目のない一貫した教育のもとで、子どもが健やかに成長し、充実した学習が行える魅力ある学校づくりを、家庭、地域、学校との相互連携と協働により「地域とともにある学校づくり」を推し進めます。

#### 「2」地域とともにつくるまちづくり

豊能町の成長のためには、地域の住民や事業者などの地域の多様な主体が参画する、協働のまちづくりが不可欠です。更に、地域や地域の人々との多様な関わりをもつ関係人口の増加も図り、地域活力を高める「地域とともにつくるまちづくり」を推し

進めます。

また、長期的な展望に立っての豊能町の未来あるまちづくりを進めるための「総合まちづくり計画」の策定と、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」に掲げた転入促進と住民参画事業を切れ目なく重点的に取り組んでまいります。

今後も歳入確保と歳出の削減をしながら、住民の皆様と行政が協働して適切に役割を分担し、厳しい財政状況の中でも、魅力あるまちづくりを創造してまいります。

本町の令和3年度当初予算案の総額は、一般会計71億2,700万円、特別会計62億164万4,000円、合計133億2,864万4,000円であります。

以下、現在の第4次豊能町総合計画に掲げております6つの基本目標と方向性の項目に区分して、令和3年度の町政運営の方針と事業の内容につきまして、順次ご説明申し上げます。

目標1「住民と行政との信頼・協働によるまちづくり」について

住民と行政、住民同士がお互いにそれぞれの特性を活かしながら協力し合い、地域や社会の課題に取り組む「地域とともにつくるまちづくり」を展開します。

スマートシティ推進事業として、大阪スマートシティパートナーズフォーラムと連携していきます。大阪スマートシティ戦略（e-Osaka）とは、少子高齢化や人口減少、そして、ポストコロナへの対応など自治体のもつ様々な課題に対し、“解決するソリューションを持った企業”、“大学や研究機関”と“自治体”が連携するもので、今年、大阪府や民間企業の先進的な力を借りながら、協働による問題解決に取り組む初年度として位置付けております。

シティプロモーションとして、地域の住民が地域の魅力を自ら発信する事業、関係

人口との相乗効果で新たな魅力を創造したり、課題を解決する取り組みを通じて、地域の参画意欲を高め、町内外に多様な主体を増やす取り組みの強化を図りましたが、コロナ禍で活躍の場を失われたことは否めません。

豊能町公認レポーターの「トヨノレポーター」による地域魅力発信サイト「トヨノPORTAL」で、豊能町が持つ魅力を発掘・発信し、地域の魅力向上を図ります。

また、豊能町のイメージキャラクター「とよのん」が、ゆるキャラグランプリ2020で6位となった知名度を活かし、公式フェイスブックの充実やイベントへの参加などを積極的に取り組むことで、町の魅力や資源などを町内外へ発信していきます。

地域の魅力創出事業については、町の資源や人を活かしながら、「一人ひとりが自分らしさを発揮させていくための取り組み」として、地域で活躍する人・団体を発掘することができました。引き続きトヨノ応援会（専門家による伴走支援）を実施することで、積極的にまちづくりに参画いただき、個性豊かな魅力ある豊能町を創り上げていきます。

女性活躍の推進については、地域における女性の内面的な変化と発展を通じた人材育成や、提案に基づく自発的取り組みへの伴走支援を行います。地域内で多様な人々が繋がり、それぞれが持つ才能を発揮し、お互いが高め合い、いきいきと暮らせるまちづくりを進めていきます。

ふるさと寄附については、貴重な財源であることから、引き続きふるさと寄附ポータルサイトに掲載する特産品を拡充し、寄附額の増加を図ります。また、ふるさと寄附を活用し起業家等を支援するクラウドファンディング型ふるさと寄附の実施、さら

に、企業が自治体に寄附する企業版ふるさと納税を強化し、地域経済の活性化、地域の魅力向上を図ります。

公共施設については、地域の活力や魅力の維持向上のために新たな価値の創出、公共施設・公共空間のより良いかたちを目指すこととし、持続可能な財政運営について議論を進めていきます。

目標2「地域で育て、地域で育つ、人を大切にするまちづくり」について

少子化に伴い小規模化が進む学校の再編統合については、今後の学校を核とした将来のまちづくりを見据え、町内の4小学校と2中学校を東西地区それぞれに小中一貫校として再編統合するため、基本・実施設計に着手しました。

そして、令和8年4月に9年制の「義務教育学校」として東西地区に同時開校できるよう準備を進めていきます。

なお、東地区においては、小中一貫教育を先行実施するため、令和4年4月より小学5年、6年生が一貫校となる中学校で教育活動を行うための準備を進めます。そのため令和3年度は、教育課程の検討や第1期校舍改修を行います。

GIGAスクール構想については、一人1台配付したタブレット端末を学習の中で活用することにより、多様な子ども達一人ひとりの資質・能力を一層確実に育成できるようICT教育の充実を図ります。

また、次世代の豊能町を担う子ども達の育成にあたっては、地域の素晴らしさを学び、地域の将来のことを地域の方々と考える「とよの未来科」を令和5年度から全学年で学ぶための検討や準備を進めます。また、これまで準備を進めてきた、15年間をつなぐ保幼小接続カリキュラムと小中一貫カリキュラムの作成に取り掛かるとともに、保育・授業研究を進めます。

令和4年度の「学校運営協議会」設置を目指し立ち上げた「学校運営協議会設立準備委員会」では、「地域とともにある学校づくり」と「学校を核とした地域づくり」の実現に向け、研修会の開催・先進地の視察・目標やビジョンの共有を図っていきます。

また、様々な教育課題や地域課題について講師の助言もいただきながら熟議等を通じて解決に向けての方策を探っていきます。そして未来の豊能町の担い手となる子ども達の成長を支えるため、学校・地域・家庭が協働した取り組みを進められるよう「地域学校協働本部」設置の検討を進めていきます。

学校教職員の働き方改革については、校務支援システムの導入、部活動の休養日や夏季休業中の学校閉庁日の設定、留守番電話の導入など、教職員の負担軽減に取り組んでおり、学校現場の状況を踏まえ、更なる教職員の負担軽減に取り組み、より効果的な教育活動が担えるようにしてまいります。

地域の子育て支援の拠点として子育てに関わる全般的な相談・支援を行っている子育て支援センターすきっぷと、母子保健・発達分野の相談・支援を行っている保健福祉センターの業務について、事業と場所を一体化して就学前の子どもの相談窓口を一つにすることにより、多くの目で子どもや家庭を支えていく体制を整えるとともに、住民の利便性を高めます。また、西地区において、新たな認定こども園の設置に向けて協議を進めます。

生涯学習については、住民一人ひとりが豊かな人生を送ることができ、その生涯にわたってあらゆる機会において学習し、その成果を適切に活かすことのできるよう、幅広い分野で事業を展開します。

青少年健全育成については、本町ならではの豊かな自然、歴史、風土、風習等を活かし、郷土への愛着が育まれるよう、地域の社会教育団体等と連携して多様な体験の場を提供し、地域ぐるみで子どもを見守り、育てる施策の推進に努めます。

スポーツ振興事業については、スポーツ広場及びふれあい広場の管理において、一括して民間に委託することで、そのスケールメリットから生まれる経費の削減と民間のノウハウの導入により一層の住民サービスの向上が期待できます。

シートス改修事業として、住民に施設を適正な状態で利用していただくために、アリーナの雨漏りの原因であるトップライトの改修（撤去・新設工事）、プール棟カーテンウォールのコーキングの他、屋上防水工事を行います。

図書館では、障害者等への対策として、令和元年に成立した「読書バリアフリー法」及び令和2年に文部科学省・厚生労働省より公表された「読書バリアフリー基本計画」を踏まえ、視覚障害者等の読書環境の整備を計画的に推進することにより、障害の有無に関わらず、すべての人が読書活動を通じて、文字・活字文化を恵沢を享受できる社会の実現を目指します。

また、箕面市と更なる広域利用を促進するため、豊能町箕面市図書館相互利用事業の試験実施を行います。これによりお互いの図書館を当該住民同様に利用することができ、利便性の一層の向上を図ります。

人権啓発の推進については、豊能町人権尊重まちづくり条例の目的である「あらゆる差別をなくし人権意識の高揚を図り、すべての町民の基本的人権が尊重される明るく住みよいまちづくり」を目指し、豊能町人権まちづくり協会と連携しながら、人権作品コンクールや講演会等の人権啓発活動

の推進に引き続き取り組んでいきます。

目標3「豊かな自然景観・田園風景が生きるまちづくり」について

農業者の高齢化・担い手不足の中にあつて、景観や農地の保全は重要な課題の一つであり、農業の一層の効率化が求められていることから、本町では、府営ほ場整備事業等に取り組んできたところです。

牧地区で進められているほ場整備事業も、令和3年度から府営事業として着手される見込みです。基盤整備工事の早期完了に向けて、引き続き大阪府と牧地区と連携していきます。また、高山地区でも地区協議会が中心となり、ほ場整備事業実施に向けて地元の合意形成に取り組んでいるところです。こちらにも速やかに事業化ができるよう大阪府と高山地区と連携し、支援していきます。

資源循環型社会の構築に向けて、ごみ減量化・資源化を図るため、廃棄物減量等推進員をはじめとする住民や町内事業者の方々と連携を深め、ごみの減量と分別の研修やごみ減量化・資源化のための街頭PR活動等を引き続き行っていきます。

また、各自治会や各種グループの要請に基づく井戸端会議において、ごみ減量の工夫や方法についての意見交換にも積極的に取り組んでいきます。

ごみ収集事業においては、引き続き新型コロナウイルス感染予防策を徹底するとともに、関係機関等と連携しながら安定的に収集事業が実施できるよう取り組んでいきます。

良好な景観の保全等の取り組みとして、令和2年度に施行した太陽光発電施設の設置及び管理に関する条例の趣旨に則り、引き続き適切に太陽光発電事業が実施されるよう、事業者との連絡調整を図りながら、みどり豊かな自然環境、良好な生活環境の

保全に取り組んでいきます。

役場周辺の倉庫等に仮置きしている廃棄物につきましては、旧双葉保育所跡地に「遮断型最終処分場」を建設することで進めてまいりましたが、地元自治会から見直しを求める嘆願書が提出されました。

ダイオキシン問題の解決は、住民の長年の悲願であります。現在保管しているものは、現状のままでも最終処分が可能な状態であることを広く周知をするとともに、処分の在り方について御理解をいただき、早期に解決できるよう取り組んでまいります。

目標4「元気で暮らせる支え合いのまちづくり」について

本町は、高齢化率が46%を超え、人口の約半分が65歳以上という超高齢社会となっており、ますます「健康寿命の延伸」をキーワードとした取り組みが必要不可欠となっています。そのため本町では、健康寿命の延伸と健康格差の縮小や生活習慣病の発症予防と重症化予防などについて民間事業者・大阪府・豊能町・大学との産官学連携により各種健（検）診率の向上と重症化予防の取り組みを進めていきます。

新型コロナウイルス感染症については、感染拡大を防止し、住民の健康を損なうリスクの軽減や医療への負荷の軽減等を図ることが重要です。そのため、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業においては、ワクチン接種を希望者全員に接種できるよう必要な実施体制の整備を行います。

肺がん検診事業は、現在実施している集団検診に加え、町内の医療機関にて個別検診も実施することにより、肺がんの早期発見、早期治療につなげ、健康づくりに取り組めます。

高齢者一人ひとりが、どのような心身の状況にあつても、自分らしく、住み慣れた地域の中で支え合いながら、安心して暮ら

していけるよう、地域包括ケアシステムを地域の実情に応じて構築するとともに、第8期豊能町高齢者福祉計画及び介護保険事業計画に基づき、高齢者保健福祉や介護保険サービスの充実を図ります。

地域福祉については、地域に住む人々を主人公として、自治組織、関係団体、事業者、社会福祉協議会、行政が協働して、すべての人が地域の中で関わり合って、自分らしく、安心してみんなと一緒に暮らすことができる地域社会の実現を目指すため、第4次豊能町地域福祉計画等に基づき推進してまいります。

福祉に関する相談支援については、令和2年4月に設置した福祉相談支援室が障害者基幹相談支援センターとしての役割を有しているため、専門職による障害者（児）やその家族に対する相談支援、障害福祉サービス事業所への連携・支援の更なる充実を図ります。

また、その他福祉全般にわたる相談についても、相談者の属性や課題に関わらず、総合的かつ専門的な支援を実施できるよう、関係機関と連携し、相談支援体制の充実を図ります。

国保診療所の内科診療においては、市立池田病院や大阪大学から医師の派遣を受け、月曜日から金曜日まで診療を行うとともに、関係機関との緊密な連携のもと、今後も地域の皆様のニーズに合った医療を提供のための体制を整備します。また、歯科診療については、口腔外科を診療科目に加え、医療機器の更新整備により衛生環境も整ったため、今後は往診を推進することや、月に一度土曜日の診療を実施することによって、さらなる充実を図ります。

目標5「活力のあるまちづくり」について

観光による集客、来訪者による地域の賑

いづくりについては、右近の郷、花折街道、志野の里における訪問者のデータから、ここ数年の本町への来訪者は増加傾向にありましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、来訪者は減少傾向にあります。現状では、新型コロナウイルス感染症の沈静化は不透明であります。観光協会・観光ボランティアガイドの会や関係機関、町内事業者との連携を図りながら、アフターコロナに向けた来訪者の受け入れを進めていきます。

令和3年度も引き続き、高山右近顕彰に関する住民の取り組みを支援してまいります。

高山コミュニティセンター「右近の郷」の活用により、地域の活性化とともに観光や農業交流の拠点としての役割が発揮できるよう、指定管理者や地域の住民の皆様と連携を強化し、これまで取り組んできた事業を継承しつつ、より多くの方が訪れるような事業を展開してまいります。

豊能町直売所運営協議会と連携し、農産物直売所「志野の里」の運営を支援するとともに、組織の強化や会員数の増加を促進するなど、引き続き運営主体の法人化や民間事業者との連携の実現に向けた支援を継続してまいります。

また、引き続き新たな農業の担い手である新規就農者に対する支援や「就農支援塾」の実施等、農業生産力の強化や後継者育成に取り組んでいきます。

地域しごと創生スタート支援については、これまでも、本町への来訪者の滞在時間の長期化や観光振興を目的に、滞在拠点となる施設の起業に対する支援として補助金を交付し、一定の成果を見てきたところですが、より一層の産業振興、雇用の創出及び町の活性化を図るため、令和3年度も引き続き町内での新規起業に対し創業支援を行います。

森林の有する多面的機能を維持・増進させ、健全な森林を育成するため、平成28年度から国の補助金を活用して取り組んできた「美しい森林づくり基盤整備事業」も令和2年度で終了するところですが、新規事業として、令和元年度から基金として積み立てている「森林環境譲与税」を活用し、大阪府や森林組合との連携を図りながら、令和3年度は町内森林の現況を把握するための基本調査を行うとともに、引き続き間伐等の森林整備にも取り組んでいきます。

鹿・猪による農作物への被害は深刻な問題であることから、引き続き狩猟による個体数の調整を猟友会の協力のもと実施します。また、農林業の被害防止のため、可動式の有害鳥獣捕獲檻の貸出しや獣害防止柵等の設置費用の補助を行うとともに、狩猟免許所得に対する補助を実施するなど従事者や後継者の人材育成にも、引き続き取り組んでいきます。

目標6「安全・安心のまちづくり」について

近年、本町でも大規模開発時に築造された道路構造物が老朽化し、様々な損傷が見受けられます。

こうした中、橋梁長寿命化修繕計画については、令和元年度に見直しを行っており、本計画に基づき、引き続き将来的な財政負担の低減及び道路交通の安全性の確保を図りながら、橋梁等の修繕を計画的に実施します。

通学路等交通安全等整備事業については、通学路等の安全確保が強く求められていることから、公共施設等適正管理推進事業債を活用し、道路反射鏡などの交通安全施設の更新を行っていきます。

光風台自転車駐車場の第1駐車場について、経年による老朽化により、継続しての使用が困難な状況となっていることから、

代替施設として現在閉鎖中の第2駐車場及び第3駐車場を整備することで、安全・安心な自転車の利用環境を整備するとともに、駅周辺の放置自転車の防止を図っていきます。

地籍調査推進事業については、登記所に備え付けられている公図と土地登記簿が実態と整合していないことから、地籍調査の実施により地籍を明確化することで、行政活動や経済活動が効率的に行われる環境を整備するとともに、大規模災害が発生した際の迅速な復旧・復興が可能となるまちづくりの基盤を構築し、町内における土地の保全及びその利用の高度化を図っていきます。

消防団については、各種訓練の実施制限等により団活動に影響を及ぼしていますが、災害時における多様なニーズに対応するため新たな訓練に取り組むとともに、消防署と連携して迅速な消防活動に努めます。また、団員への安全装備品の貸与など活動環境の整備を行います。

強靱化計画推進事業として、国や大阪府は、大規模自然災害等から住民の生命、身体及び財産を保護し、並びに住民生活及び経済を守るとして、国土強靱化に係る計画を策定し取組を推進しています。

本町においても、国や大阪府の計画と調和を図り、令和2年度に豊能町強靱化地域計画を策定し、大規模自然災害が発生しても「致命的な被害を負わない強さ」と「速やかに回復するしなやかさ」を併せ持った地域・社会を構築するための取り組みを令和3年度より計画的に進めます。

国は、災害対策基本法を改正し、5段階の警戒レベルのうち、避難勧告、避難指示（緊急）の両方が位置付けられている警戒レベル4などを見直す予定です。防災行政無線からの放送内容を十分に聴き取ること

は天候等の状況により限界があることから、警戒レベル見直し後、警戒レベルによってサイレンパターンを変え、サイレン音によって状況を認識していただけるよう周知を図ります。

指定避難所開設・運営訓練は、令和元年度より自治会・自主防災組織の方々を始め、住民の皆様に御理解・御協力をいただき実施しています。令和2年度は、新型コロナウイルス感染症対策に配慮した訓練を実施しましたが、毎回、より実践的な内容を計画し、令和3年度も継続して実施していきます。

地域見守り活動事業として、令和2年度に清掃収集車及び青色パトロール車に設置したドライブレコーダーを動く防犯カメラとして活用し、犯罪の抑止など防犯力の強化を図ります。

令和2年7月豪雨による緑地法面崩落では、人的被害は免れたものの、住民生活に多大な御迷惑をおかけしたことに併せ、本町の公園・緑地等の樹木は、整備後50年近くが経過して大径木化・老朽化しており、大規模自然災害などによる倒木の恐れが高くなっています。住民生活の安全・安心を図るため、より一層適正な維持管理に努めるとともに、引き続き擁壁の補強工事を進め、令和2年度に策定した支障木伐採計画に基づいて計画的に支障木を伐採し、併せて今後の維持管理費用の低減を図ります。

下水道については、本町の下水道事業は99%を超える高普及率となり、管理の時代へと移行していますが、老朽化は顕著であり、また、人口減少による使用料収入の減少など、その運営状況は厳しいところです。しかし、下水道は住民生活には必要不可欠なインフラであることから、将来にわたって持続可能な機能確保・運営をするための「ストックマネジメント計画」に基づ

く計画的な点検調査・改築更新を行い、ライフサイクルコストの低減を図るとともに、地方公営企業法の適用に向けた準備を進め、「経営の見える化」による経営基盤の強化を図ります。

以上、新年度のまちづくりに臨む私の所信の一端と主な施策の概要について申し上げます。

令和3年度は、現在の総合計画に替わる「町の最上位計画」として、総合的なまちの在り方や行政運営全体を見据えた「総合まちづくり計画」を策定します。また、公共施設等総合管理計画の見直しを行い、公共施設再編検討委員会において人口減少や財政規模に応じた施設規模の適正化に向けて議論を進めていきたいと考えています。

国において、目指すべきデジタル社会のビジョンが示されました。自治体DX推進のため、情報システムの標準化・共通化を目指す「Gov-Cloud」や、マイナンバーカードの普及促進、行政手続のオンライン化などが求められています。

本町では、大阪スマートシティ戦略（e-Osaka）との連携を図り、デジタル社会に向けた取り組みを進めてまいります。

また、企業誘致による雇用創出、観光や農林産業の振興、地域公共交通の活性化、自然災害からの復興や国土強靱化など重要課題の実現に向けて全力で邁進します。

令和3年度は、ちょうど任期の折り返しを迎えます。これからの町政運営にあたりまして、議員の皆様の一層の御理解・御協力と、住民の皆様からの積極的なまちづくりへの参画を心からお願い申し上げます。私の所信とさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（永谷幸弘君）

続きまして、日程第3。

（発言する者あり）

○議長（永谷幸弘君）

最後に調整しますので、進めさせていただきます。

日程第3「第3号議案 豊能町公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて」から日程第5「第5号議案 豊能町公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて」までを一括議題にしたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（永谷幸弘君）

異議なしと認めます。第3号議案から第5号議案までを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

塩川町長。

○町長（塩川恒敏君）

第3号議案から第5号議案、豊能町公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて御説明申し上げます。

経歴につきましては、お手元にお配りしております経歴書を御覧ください。

第3号議案、豊能町公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて。

本件は、本町公平委員会委員として御尽力頂きました福田正氏の任期が、令和3年3月31日に満了することに伴い、その光景として国分妙子氏を本町公平委員会委員に選任したく存じますので、地方公務員法第9条の2第2項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

続きまして、第4号議案、豊能町公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて。

本件は、本町公平委員会委員として御尽力頂きました竹腰守也氏の任期が令和3年3月31日に満了することとなりますが、引き続き竹腰守也氏に本町公平委員会委員に選任したく存じますので、地方公務員法第9条の2第2項の規定により、議会の同

意を求めるものでございます。

続いて、第5号議案、豊能町公平委員会委員の選出につきまして同意を求めることについて。

本件は、本町公平委員会委員として御尽力頂きました鎌田俊一氏の任期が令和3年3月31日に満了することとなります。引き続き鎌田俊一氏を本町公平委員会委員に選任したく存じますので、地方公務員法第9条の2第2項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

いずれも任期は令和3年4月1日から令和7年3月31日までの4年間でございます。

よろしく御審議頂き御同意を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（永谷幸弘君）

これより、本件に対する質疑を行います。ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（永谷幸弘君）

質疑を終結いたします。

これより一括して討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（永谷幸弘君）

討論を終結いたします。

これより採決を行います。

第3号議案は、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（永谷幸弘君）

起立全員であります。

よって、第3号議案は同意することに決定いたしました。

次に、第4号議案は、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（永谷幸弘君）

起立全員であります。

よって、第4号議案は、同意することに決定いたしました。

次に、第5号議案は、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(永谷幸弘君)

起立全員であります。

よって、第5号議案は、同意することに決定いたしました。

日程第6「第6号議案 町長等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例制定の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

池上副町長。

○副町長(池上成之君)

おはようございます。

それでは、第6号議案、町長等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例制定の件について御説明申し上げます。

議案書の4ページ、5ページ、条例の概要資料を併せて御覧ください。

本件は、地方自治法の一部が改正され、町長等の町に対する損害賠償責任につきまして、条例で定める額を控除した額を免除することができることとされましたので、政令の基準を参酌して条例を制定するものでございます。

それでは、条例の制定内容について御説明申し上げます。

第1条は、この条例の趣旨について、法令の規定に基づき本条例を定めることを規定するものでございます。

第2条は、損害賠償責任の一部の免責につきまして、町長等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合、賠償の責任を負う額から、普通地方公共団体の長等の基準給与年額に、第1号から第4号に規定する町長等の区分に応じ、定める数を乗じて得た額を控除した額について免責でき

るよう規定するものでございます。

附則としまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

説明は以上でございます。御審議頂き御決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長(永谷幸弘君)

第6号議案、町長等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例制定の件については、地方自治法第243条の2第2項の規定により、議会がこの条例の制定または改廃を議決しようとするときは、あらかじめ監査委員の意見を聞かなければならないと定められていますので、本日3月1日付で監査委員に対し意見聴取の照会文書を提出いたしますので御承知おきくださいますようお願い申し上げます。

ここで暫時休憩いたします。再開は10時40分といたします。

(午前10時26分 休憩)

(午前10時40分 再開)

○議長(永谷幸弘君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第7「第7号議案 豊能町監査委員条例改正の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

池上副町長。

○副町長(池上成之君)

第7号議案、豊能町監査委員条例改正の件について御説明申し上げます。

議案書の6ページ、7ページ、条例の概要資料を併せて御覧ください。

本件は、地方自治法の規定に基づき、監査委員に事務局を設置するため、所要の改正を行うものでございます。

条例の改正内容について御説明申し上げます。

第11条を第12条に繰り下げ、第10条の次に第11条として、事務局の設置、

事務局に配置する職員、事務局の職員定数についての規定を追加するものでございます。

附則としまして、この条例は令和3年4月1日から施行することとし、また、関係する豊能町職員定数条例及び職員の管理職手当に関する条例をそれぞれ一部改正するものでございます。

説明は以上でございます。御審議頂き御決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（永谷幸弘君）

日程第8「第8号議案 豊能町国民健康保険条例改正の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

上浦保健福祉部長。

○保健福祉部長（上浦 登君）

おはようございます。

それでは、第8号議案、豊能町国民健康保険条例改正の件につきまして、提案理由の御説明をいたします。

本件につきましては、国民健康保険法施行令等の一部を改正する政令による国民健康保険法施行令の改正に伴う改正その他規定の整備を行うものでございます。

それでは、概要及び新旧対照表も併せて御覧ください。

今回の主な改正は、上位法令等の改正に伴うもので、国民健康保険料の基礎賦課限度額の引上げ及び低所得者に係る保険料軽減判定所得の算定方法の改正でございます。

まず、保険料の基礎賦課額に係る基礎賦課限度額を現行の「61万円」から「63万円」に、介護納付金賦課限度額を現行の「16万円」から「17万円」に引き上げるものでございます。

次に、低所得世帯に対する保険料の賦課における被保険者均等割額及び世帯別平等割額の減額に係る所得判定基準について、

当該世帯に給与所得者等が2人以上いる場合には、当該基準額に給与所得者等の数の合計数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えることとするものでございます。

3といたしまして、傷病手当の支給に関する新型コロナウイルス感染症の定義について、新型インフルエンザ対策特別措置法の改正に準じて改正を行うものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例の施行は令和3年4月1日とし、定義既定の改正は公布の日から施行することといたします。

説明は以上でございます。御審議頂き御決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（永谷幸弘君）

日程第9「第9号議案 豊能町介護保険条例改正の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

上浦保健福祉部長。

○保健福祉部長（上浦 登君）

それでは、第9号議案、豊能町介護保険条例改正の件につきまして、提案理由の御説明をさせていただきます。

今回の改正は、第8期介護保険事業計画期間であります、令和3年度から令和5年度までの3年間について、介護保険の適正な運営を図るため、第1号被保険者の介護保険料率を改定するとともに、健康保険法施行令等の一部を改正する政令による介護保険法施行令の改正に伴う規定の整備を行うものでございます。

それでは、新旧対照表を御覧ください。

まず第7条、保険料率の期間を「令和3年度から令和5年度まで」に改めをさせていただきます。

次に、第7条の各号は第1号から順に各

段階における保険料となるもので、第7期と同様に12段階とするため、第1段階であります第7条第1号の額を「33,297円」に改め、順に第2段階は「46,616円」に、第3段階は「49,946円」に、第4段階は「59,935円」に、基準額となります第5段階は「66,594円」に、第6段階は「79,913円」に、第7段階は「86,572円」に、第8段階は「96,561円」に、第9段階は「109,880円」に、第10段階は「119,869円」に、第11段階は「123,199円」に、第12段階は「133,188円」に、それぞれ改めるものでございます。

第7号アと第8号アでは、第7段階と第8段階との、または第8段階と第9段階との各段階の境目となる基準所得金額について、介護保険法施行規則の改正により、「210万円」と「320万円」にそれぞれ改めるものでございます。

次に、低所得者に係る軽減措置といたしまして、第2項から第4項まで、第1段階の被保険者の保険料率を「19,978円」に、第2段階は「29,967円」に、第3段階は「46,616円」にそれぞれ改めるものでございます。

附則第9条につきましては、先の税制改正における個人所得課税の見直しにより、給与所得控除と公的年金控除額を一律10万円引き下げ、基礎控除の控除額を10万円引き上げることとされたことに伴い、給与所得または公的年金等に係る所得が含まれている方の保険料の算定に係る合計所得金額について、不利益が生じないよう特例を追加するものでございます。

なお、この条例は令和3年4月1日から施行し、改正後の保険料率の規定は令和3年度以降の年度分の保険料から適用するものとさせていただきます。

説明は以上でございます。御審議頂き御決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（永谷幸弘君）

日程第10「第10号議案 豊能町指定居宅介護支援事業者の指定並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例改正の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

上浦保健福祉部長。

○保健福祉部長（上浦 登君）

それでは、第10号議案、豊能町指定居宅介護支援事業者の指定並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例改正の件につきまして、提案理由の説明をさせていただきます。

本件につきましては、介護保険法の規定により、居宅介護支援事業所の人員に関する基準を条例で定めるに当たっては、厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとされております。この厚生労働省で定める介護サービス等に係る基準については、3年に1度、介護報酬に係る改定と併せて社会保障審議会介護給付費分科会の審議を踏まえた改正が行われております。令和3年度においても、介護報酬に係る改定が行われることに合わせ、関係省令について所要の改正が行われましたので、省令と同様の改正を行う必要が生じたものでございます。

それでは、概要及び新旧対照表も併せて御覧をください。

今回の改正の内容といたしましては、感染症対策や業務継続に向けた取組の強化、高齢者虐待の防止やハラスメント対策の強化、ICTの活用、ケアマネジメントの質の向上などについて定めるものでございます。

施行期日は令和3年4月1日とし、概要

の④の生活援助の訪問回数の多い利用者等への対応に関する規定につきましては、令和3年10月1日から施行いたします。経過措置といたしましては、このたびの改正で新たに義務化された事項については、令和6年3月31日までは努力義務とするものでございます。

説明は以上でございます。御審議頂き御決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（永谷幸弘君）

日程第11「第11号議案 豊能町立コミュニティセンター条例改正の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

高木都市建設部長。

○都市建設部長（高木 仁君）

おはようございます。

それでは、第11号議案、豊能町立コミュニティセンター条例改正の件について、提案理由の御説明をさせていただきます。

議案書の20ページ、21ページ、それと概要、新旧対照表も併せて御覧頂けたら結構かと思えます。

本件につきましては、施設の使用料について、後納することができるよう、所要の改正を行うものでございまして、改正の内容といたしましては、使用料は国や地方公共団体が利用する場合を除き、前納とするとしておりました第6条第2項の規定を削除し、それに伴い関係する規定の見直しを行うものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は令和3年4月1日から施行することとし、併せて経過措置を設けているものでございます。

説明は以上でございます。御審議頂き御決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（永谷幸弘君）

日程第12「第12号議案 豊能町立公民館条例等改正の件」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

八木こども未来部長。

○こども未来部長（八木一史君）

おはようございます。

それでは、第12号議案、豊能町立公民館条例等改正の件につきまして御説明させていただきます。

議案書の22ページから24ページ、概要説明書及び新旧対照表も併せて御覧ください。

豊能町立公民館条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

提案理由は、施設の使用料及び利用料金について、後納することができるようにするため、所要の改正を行うものです。

改正する条例は、豊能町立公民館条例、豊能町立ふれあい広場条例、豊能町立文化ホール条例、豊能町立総合体育施設条例、豊能町立スポーツ広場条例の五つの条例でございます。

条例の改正内容について御説明申し上げます。

今回の条例改正の背景につきましては、昨年の新型コロナウイルス感染症の影響で、使用または利用される予定であった個人・団体におきまして、臨時閉館や自主的に活動を自粛されました際に、各施設における使用料・利用料の返金作業がございました。このことは収納事務を行う各施設のみならず、使用または利用される個人・団体にとりましても負担がかかることとなりますので、収納事務をより円滑に行うため、各施設において最良な収納体系をとれるようにするため改正をするものでございます。

附則としまして、この条例は令和3年4月1日から施行することとし、経過措置と

しまして改正する五つの条例の規定は、この条例の施行日以降に行う使用または利用の許可に係る使用料または利用料金について適用し、同日前に行う使用または利用の許可に係る使用料または利用料金については、なお従前の例によるものとします。

御説明は以上でございます。御審議頂き御決定頂きますようよろしくお願いいたします。

○議長（永谷幸弘君）

日程第13「第13号議案 町道路線の認定、廃止、一部廃止及び変更の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

高木都市建設部長。

○都市建設部長（高木 仁君）

それでは、第13号議案、町道路線の認定、廃止、一部廃止及び変更の件につきまして、提案理由の御説明をいたします。

本件につきましては、道路法第8条第1項第10条第1項及び第2項の規定により、町道路線の認定、廃止、一部廃止及び変更を行うに当たり、道路法8条第2項及び第10条第3項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

議案書の25ページ、26ページ、27ページを御覧ください。

それではまず議案書26ページ、1番、認定路線につきましては、これは新たに町道認定をするものでございまして、ここに掲げております11路線につきましては既に数十年以上供用開始はされているもので、今回、路線の認定漏れがございましたので新たに認定するものでございます。

整理番号1番の石中線は、切畑地区などの圃場整備の換地処分による認定漏れでございまして、残りの10路線の認定につきましては、ときわ台や新光風台などの住宅地の階段部分の認定漏れのため新たに認定

するものでございます。

次に27ページの廃止路線でございますが、余野上所線は圃場整備の換地処分による廃止漏れでございます。

3番の一部廃止路線につきましては向山線でございますが、こちらにつきましても圃場整備の換地処分によるもので、一部道路としての機能がないためその一部を廃止するものでございます。

次に4番の変更路線でございますが、水汲線、余野平田線につきましても圃場整備の換地処分により道路としての機能が一部なくなっておりますので路線を変更するものでございます。

説明は以上でございます。御審議頂きまして御決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（永谷幸弘君）

日程第14「第14号議案 令和2年度豊能町一般会計補正予算（第10回）の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

池上副町長。

○副町長（池上成之君）

第14号議案、令和2年度豊能町一般会計補正予算の件につきまして御説明申し上げます。

お手元の補正予算書の1ページを御覧ください。

令和2年度豊能町一般会計補正予算（第10回）でございます。

第1条といたしまして、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,005万円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ98億634万1,000円とするものでございます。

補正後の款項の区分及び歳入歳出予算の金額は、2ページから5ページの「第1表歳入歳出予算補正」に記載のとおりでござ

います。

6ページをお開きください。

第2条といたしまして繰越明許費でございます。6ページから7ページの「第2表 繰越明許費」に記載のとおりであります。追加と変更がございます。追加でございますが、産官学連携プロジェクト、高齢者健康寿命延伸事業につきましては、この補正予算に計上している事業ですが、年度内に事業が完了する見込みがないため繰越しするものでございます。

次の道路舗装事業、橋梁長寿命化等事業、一つ飛ばして通学路等交通安全整備事業につきましては、国の令和2年度第3次補正予算により、社会資本整備総合交付金の対象となったため、この補正予算に計上している事業ですが、年度内に事業が完了する見込みがないため繰越しするものでございます。

切畑地区他整備事業、一つ飛ばして公園・緑地・街路樹等管理事業及びG I G A スクールサポーター配置支援事業につきましては、年度内に事業が完了する見込みがないため繰越しするものでございます。

感染症対策等の学校教育活動、継続支援事業及び図書館空調更新事業につきましては、この補正予算に計上している事業ですが、年度内に事業が完了する見込みがないため繰越しするものでございます。

耕地災害復旧事業及び7ページの公共土木施設災害復旧事業の建設課分及び都市計画課分につきましては、年度内に事業が完了する見込みがないため繰越しするものでございます。

続きまして、繰越明許費の変更でございます。

公園施設災害復旧事業につきまして、金額を、9,523万4,000円から1億2,716万5,000円に修正するものでござい

ます。増額分の3,193万1,000円は、この補正予算に計上しております。

8ページをお開きください。

次に、第3条といたしまして債務負担行為の補正でございます。

「第3表 債務負担行為補正」に記載の各事業につきまして、いずれも事業費が確定いたしましたので減額するものでございます。

次に、9ページを御覧ください。第4条といたしまして、地方債の補正でございます。

「第4表 地方債補正」に記載のとおりでございますが、追加と変更がございます。

追加でございますが、新型コロナウイルスの影響による景気変動に伴い、減収を生じた税目を対象として減収補填債を新たに発行するものでございます。

変更でございますが、道路舗装事業債及び橋梁長寿命化等事業債につきましては、国の令和2年度第3次補正予算の対象として、事業費が増額となったことに伴い補正するものでございます。

体育施設整備事業債につきましては、事業費が確定したことにより減額するものでございます。

公園施設災害復旧事業債につきましては、事業費が増額となったことに伴い補正するものでございます。

それでは、今回の歳入歳出予算の補正内容につきまして御説明申し上げます。最初に歳出について御説明申し上げます。

20ページをお開きください。

今回の補正では、事業費の確定に伴う不用額の減額と歳入の確定に伴う財源振替を行います。それらの説明は省略いたしますので御了承願います。

款2・総務費、項1・総務管理費、目1・一般管理費の1. 人件費事業でござい

ますが、早期退職者3名分の退職手当を補正するものでございます。

目6・企画費の12. 産官学連携プロジェクト高齢者健康寿命延伸事業でございますが、大阪大学と連携し、フレイル対策等高齢者の支援対策を実施する費用を補正するものでございます。

23ページをお開きください。

款3・民生費、項1・社会福祉費、目2・老人福祉費の3. 介護保険特別会計事業勘定繰出金事業でございますが、低所得者への保険料軽減措置に係る費用を介護保険特別会計に繰り出しするものでございます。

続きまして、目10・後期高齢者医療費の1. 後期高齢者医療特別会計繰出金事業でございますが、保険基盤安定制度に係る費用を後期高齢者医療特別会計に繰り出しするものでございます。事業の実績に伴い、事務費繰出金は減額となるため、トータルでの補正額は減額となっています。

26ページをお開きください。

款8・土木費、項2・道路橋梁費、目2・道路舗装費の1. 道路舗装事業でございますが、町道吉川中央線の舗装工事に係る工事費を補正するものでございます。

続きまして、目3・道路改良費の1. 橋梁長寿命化等事業でございますが、橋梁の修繕工事に係る工事費を補正するものでございます。

目4・交通安全施設整備費の1. 通学路等交通安全整備事業の業務委託料でございますが、街路灯の点検に係る費用を補正するものでございます。

28ページをお開きください。

款10・教育費、項1・教育総務費、目2・事務局費の5. 学校教育充実事業でございますが、新型コロナウイルス感染症対策として学校教育活動の継続を図るため、

ソフト整備や教職員の研修に係る費用について補正するものでございます。

同じく事務局費の11. 子ども・子育て支援事業における償還金でございますが、令和元年度事業費の確定に伴う償還金でございます。

30ページをお開きください。項5・社会教育費、目4・図書館運営費の3. 図書館管理事業でございますが、図書館の空調機器整備に係る費用について補正するものでございます。

32ページをお開きください。

款11・災害復旧費、項2・公共土木施設災害復旧費、目2・公園施設災害復旧費の1. 公園施設災害復旧事業でございますが、光風台6丁目の災害復旧工事に係る費用について補正するものでございます。

歳出の説明は以上でございます。

次に歳入について御説明申し上げます。

14ページへお戻りください。

款15・国庫支出金、項2・国庫補助金、目1・総務費国庫補助金、節2・企画費国庫補助金の3. 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金でございますが、歳出のところで御説明申し上げました産官学連携プロジェクト、高齢者健康寿命延伸事業に係る国庫補助金でございます。

続きまして、15ページのみ2・民生費国庫補助金の節4・児童福祉施設費国庫補助金でございますが、新型コロナウイルス感染症対策物品等の整備に係る国庫補助金でございます。

次に、目5・土木費国庫補助金の節2・道路舗装費国庫補助金でございますが、歳出のところで御説明申し上げました道路舗装事業に係る国庫補助金でございます。

節3・道路改良費国庫補助金でございますが、歳出のところで御説明申し上げました橋梁長寿命化等事業に係る国庫補助金で

ございます。

節5・交通安全施設整備費国庫補助金でありますが、歳出のところで御説明申し上げました、通学路等交通安全整備事業に係る国庫補助金でございます。

16ページをお開きください。

目6・教育費国庫補助金、節1・事務局費国庫補助金の7. 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金でございますが、歳出のところで御説明申し上げました、学校教育充実事業に係る国庫補助金でございます。

節6・図書館運営費国庫補助金の2. 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金でございますが、歳出のところで御説明申し上げました、図書館の空調機器整備に係る国庫補助金でございます。

次に款16・府支出金、項1・府負担金、目2・民生費府負担金、節2・老人福祉費府負担金でございますが、低所得者への保険料軽減措置に係る介護保険特別会計事業勘定への繰出金に係る府負担金でございます。

節4・後期高齢者医療費府負担金でございますが、歳出のところで御説明申し上げました、保険基盤安定制度に係る後期高齢者医療特別会計繰出金に係る府負担金でございます。

17ページを御覧ください。

款16・府支出金、項2・府補助金、目1・総務費府補助金でございますが、ため池ハザードマップの作成に対する府補助金でございます。

目8・教育費府補助金、節1・事務局費府補助金の9. 学校保健特別対策事業費府補助金でございますが、歳出のところで御説明申し上げました、学校教育充実事業に係る府補助金でございます。

次に10. 大阪府学習支援員配置事業費

府補助金でございますが、新型コロナウイルス感染症の影響による学校休業対策に係る府補助金でございます。

同じく13. 大阪府教育支援体制整備事業費補助金でございますが、新型コロナウイルス感染症対策部品等の整備に係る府補助金でございます。

18ページをお開きください。

款19・繰入金、項1・基金繰入金、目1・財政調整基金繰入金でございますが、今回の補正による財源調整として1,605万6,000円を減額するものでございます。

目2・文化振興基金繰入金でございますが、事業費の確定に伴い減額するものでございます。

19ページを御覧ください。

款21・諸収入、項3・雑入、目3・雑入の72. 消防団員安全装備品整備事業助成金でございますが、消防団員の安全装備品購入に対する助成金でございます。

次に、款22・町債につきましては、9ページのところで御説明申し上げました「第4表 地方債補正」のとおりでございます。

説明は以上でございます。御審議頂き御決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（永谷幸弘君）

日程第15「第15号議案 令和2年度豊能町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2回）の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

上浦保健福祉部長。

○保健福祉部長（上浦 登君）

それでは、第15号議案、令和2年度豊能町後期高齢者医療特別会計補正予算につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

補正予算書の1ページをお開き願います。

令和2年度豊能町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2回）でございます。

第1条といたしまして、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ569万円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億7,559万7,000円とするものでございます。

それでは歳出より御説明をさせていただきます。6ページをお開き願います。

款1・総務費、項1・総務管理費、目1・一般管理費の後期高齢者医療事務事業は、システム改修に係る業務委託料367万3,000円について減額するものでございます。

款2・後期高齢者医療広域連合納付金の936万3,000円につきましては、保険料徴収額相当額の増加による補正でございます。

続きまして歳入でございます。5ページをお開き願います。

款1・後期高齢者医療保険料の特別徴収保険料913万1,000円と、款3・繰入金の目2・保険基盤安定繰入金23万2,000円につきましては、歳出で御説明をさせていただきました広域連合への納付金の財源とするものでございます。

款3・繰入金の目1・事務費繰入金は、歳出ので御説明させていただきました、業務委託料の減について補正するものでございます。

説明は以上でございます。御審議頂き御決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（永谷幸弘君）

日程第16「第16号議案 令和2年度豊能町介護保険特別会計事業勘定補正予算（第4回）の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

上浦保健福祉部長。

○保健福祉部長（上浦 登君）

第16号議案、令和2年度豊能町介護保険特別会計事業勘定補正予算の件について説明をさせていただきます。

補正予算書の1ページをお開き願います。

令和2年度豊能町介護保険特別会計事業勘定補正予算（第4回）でございます。

第1条といたしまして、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出補正予算」によるものでございます。

それでは、本件は歳入より御説明させていただきます。

お手元の補正予算書7ページをお開き願います。

款6・繰入金、項1・一般会計繰入金、目5・低所得者保険料軽減繰入金117万5,000円は、低所得者の保険料を軽減するため、国府の公費に町の負担を上乗せして、介護保険特別会計に繰り入れるものでございます。

1ページ戻っていただきまして、6ページの下段、款3・国庫支出金、項2・国庫補助金、目1・調整交付金及び目7・介護保険災害等臨時特例補助金は、新型コロナウイルス感染症の影響による保険料の減免措置に係る国の再税支援分でございます。

これら歳入の増加分について、6ページの上段、目1・第1号被保険者保険料の特別徴収と普通徴収を案分の上、同額を減額して財源調整をし、8ページ以降の歳出につきましては、全ての保険給付費について財源振替をするものでございます。

説明は以上です。御審議頂き御決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（永谷幸弘君）

日程第17「第17号議案 令和2年度豊能町下水道事業特別会計補正予算（第1

回)の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

高木都市建設部長。

○都市建設部長(高木 仁君)

それでは、第17号議案、令和2年度豊能町下水道事業特別会計補正予算(第1回)につきまして、提案理由の御説明をさせていただきます。

お手元の補正予算書の1ページをお開きください。

第1条といたしまして、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,622万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億8,348万7,000円とするものでございます。

第2条の地方債の補正でございますが、3ページの「第2表 地方債補正(変更)」を御覧ください。これは事業費の確定に伴い地方債の限度額を増額するものでございます。

それでは今回の補正につきまして歳出から御説明をさせていただきます。

予算書の7ページをお開きください。

まず款1・下水道費、項1・下水道管理費、目1・下水道総務費の公課費の減額でございますが、これは消費税額の確定により減額するものでございます。

次に、款1・下水道費、項2・下水道整備費、目1・下水道整備費の負担金補助及び交付金の増額でございますが、これは国の補正予算による流域下水道事業の事業量の増加に伴う負担金の増によるものでございます。

続きまして歳入につきまして御説明をさせていただきます。6ページにお戻りください。

6ページの款5・繰入金、項1・一般会計繰入金、目1・一般会計繰入金につきましては、事業費の確定に伴い減額となるも

のでございます。

次の款8・町債につきましては、流域下水道事業の負担金が増額となったことから増額させていただくものでございます。

説明は以上でございます。御審議頂き御決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長(永谷幸弘君)

日程第18「第18号議案 令和3年度豊能町一般会計予算の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

池上副町長。

○副町長(池上成之君)

第18号議案、令和3年度豊能町一般会計予算の件について御説明申し上げます。

予算書の5ページをお開きください。

第1条といたしまして、歳入歳出予算の総額を71億2,700万円と定めるものでございます。これは、対前年度2億5,900万円の増、率にして3.8%の増でございます。

予算の款項の区分、金額は、6ページから12ページの「第1表 歳入歳出予算」に記載のとおりでございます。

第2条といたしまして、繰越明許費でございますが、13ページの「第2表 繰越明許費」のとおり、町道等維持補修事業につきまして、年度内に事業が完了する見込みがないため繰越しするものでございます。

14ページをお開きください。

第3条といたしまして債務負担行為でございますが、「第3表 債務負担行為」のとおり、一番上の財務会計システム更新事業から、一番下の図書館システム更新事業までの6事業につきまして、債務負担行為の期間、限度額を定めるものでございます。

15ページを御覧ください。

第4条といたしまして地方債でございま

すが、「第4表 地方債」として、15ページの1. 戸知山周辺整備事業債から、17ページの13. 臨時財政対策債までの13の事業につきまして、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を定めるものがございます。

5ページへお戻りください。

第5条といたしまして、一時借入金でございますが、最高額を5億円と定めるものがございます。

第6条といたしまして、歳出予算の流用でございますが、給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合に、同一款内で各項間の流用ができることを定めるものがございます。

それでは、当初予算の概要につきまして、まず歳出から御説明申し上げます。

なお、事業の内容につきましては、別冊の当初予算説明資料に掲載しておりますので、説明を省略させていただきます。

予算書の23ページをお開きください。

款の予算額が前年度と比べ増減が大きいものについて、その主な要因を申し上げます。

款1・議会費は1億1,317万7,000円で、対前年度247万4,000円の減でございます。これは、人件費及び議員共済費の減が主な要因でございます。

款2・総務費は10億9,822万9,000円で、対前年度3,929万2,000円の増でございます。これは、定年退職者の減に伴う退職手当は減となりますが、戸知山周辺整備事業、前年度には選挙がなかったことによる選挙費の増などが主な要因でございます。

款3・民生費は20億3,923万5,000円で、対前年度6,772万3,000円の増でございます。これは、障害者自立支援事業における扶助費の増や、大阪府後期高

齢者医療広域連合への負担金の増、介護保険施設等整備補助金などが主な要因でございます。

款4・衛生費は、10億5,225万2,000円で、対前年度1億5,048万8,000円の増でございます。これは、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業などが主な要因でございます。

款6・農林水産業費は9,549万7,000円で、対前年度409万5,000円の減でございます。人件費事業の減が主な要因でございます。

款8・土木費は4億7,153万5,000円で、対前年度5,425万9,000円の減でございます。これは、道路舗装事業の減や、前年度にときわ台駅前広場の整備事業を予算措置したことなどによるものがございます。

款9・消防費は3億5,702万8,000円で、対前年度349万1,000円の増でございます。これは、箕面市への消防事務委託に係る負担金が増となるためなどがございます。

款10・教育費は12億2,634万円で、対前年度1億9,557万8,000円の増でございます。これは、小中一貫校整備の基本実施設計に係る費用や、東ときわ台小学校、シートスの屋上防水・改修工事などが増となるためでございます。

款12・公債費は6億3,517万2,000円で、対前年度3,031万5,000円の増でございます。これは、前年度は借換債を財源とする一括償還がありませんでしたが、今年度はあるため増となるためでございます。

次に、災害復旧費は1億6,664万5,000円の減で、前年度は平成30年度の西日本豪雨により被災した木代地区の災害復旧工事を予算措置したことによるものでご

ございます。

歳出の説明は以上でございます。

次に歳入について御説明申し上げます。

21ページをお開きください。

歳入についても、款の予算額が前年度と比べ増減が大きいものについて、その主な要因を申し上げます。

款1・町税は16億6,084万6,000円で、対前年度2,991万9,000円の減でございます。これは主に個人の町民税や固定資産税の減によるものでございます。

款2・地方譲与税から款11・地方特例交付金までの10項目、及び款13・交通安全対策特別交付金は、いずれも令和元年度の決算見込額や大阪府の予算見込みなどから算定した結果、それぞれ増減を見込んだものでございます。

次に、款12・地方交付税は24億2,600万円で、対前年度7,700万円の増でございます。これは地方財政計画を参考に、令和2年度の決算見込額から算定し、増を見込んだものでございます。

款14・分担金及び負担金は4,912万7,000円で、対前年度4,98万6,000円の減でございます。これは、前年度は耕地災害復旧事業に係る負担金があったことや、保育所の保育料の減によるものでございます。

次に22ページをお開き願います。

款15・使用料及び手数料は5,121万円で、対前年度4,43万2,000円の減でございます。これは留守家庭児童育成室の使用料や道路占用料などの減によるものでございます。

款16・国庫支出金は5億8,870万2,000円で、対前年度2億1,220万6,000円の増でございます。これは、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金の増などによるものでございま

す。

款17・府支出金は4億3,021万円で、対前年度1億2,485万2,000円の減でございます。前年度は災害復旧費に係る補助金があったことなどによるものでございます。

款19・寄附金は2,500万2,000円で、1,000万1,000円の増でございます。これはふるさと寄附金の増によるものでございます。

款20・繰入金は7億5,671万3,000円で、1億170万2,000円の減でございます。これは財政調整基金繰入金は対前年度5,697万6,000円の減、退職手当基金繰入金は対前年度9,500万円の減となったことによるものでございます。公共施設整備基金繰入金は、対前年度1,900万円の増、文化振興基金繰入金は、対前年度1,600万円の増、ふるさとづくり基金繰入金は、対前年度1,527万4,000円の増と、繰入額が増となった基金もござい

ます。なお、基金の充当先は別冊の当初予算説明資料に掲載しておりますので御参照願います。

款22・諸収入は、7,357万5,000円で、対前年度3,34万1,000円の減でございます。これは地域福祉計画等策定に係る負担金や、資源紙類の売却量の減などによるものでございます。

款23・町債は5億9,230万円で、対前年度2億5,660万円の増でございます。臨時財政対策債の増や東ときわ台小学校、シートスの改修事業に係る地方債、前年度にはなかった借換債があることなどが主な要因でございます。

なお、年度末の地方債残高見込額は予算書160ページに掲載しておりますので、御参照願います。

説明は以上でございます。御審議頂き御決定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（永谷幸弘君）

日程第19「第19号議案 令和3年度豊能町国民健康保険特別会計事業勘定予算の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

上浦保健福祉部長。

○保健福祉部長（上浦 登君）

それでは、第19号議案、令和3年度豊能町国民健康保険特別会計事業勘定予算の件につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

予算書の165ページをお開き願います。

第1条といたしまして、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ27億2,786万6,000円と定めるものでございます。

第2条は、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は2億円と定めるものでございます。

第3条につきましては、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができるものにつきまして定めたものでございます。

それでは内容につきまして、歳出から、主なものにつきまして御説明をさせていただきます。

184ページをお開き願います。

185ページにかけての款1・総務費、項1・総務管理費の2,885万2,000円につきましては、人件費と事務費、大阪府国保連合会との電算処理に要する経費及び連合会への負担金でございます。

次の款1総務費、項2・徴収費153万円でございますが、保険料の賦課徴収事務に係る経費でございます。

186ページから187ページにかけま

しての款2・保険給付費、項1・療養諸費でございますが、16億3,247万2,000円で、対前年度比8.4%の減となり、令和2年度の医療費などを勘案し予算計上してございます。

同じページから188ページにかけましての款2・保険給付費、項2・高額療養費2億227万8,000円につきましても、令和2年度の医療費を勘案し計上してございます。

191ページから193ページの款3・国民健康保険事業費納付金でございますが、大阪府が決定いたしました標準保険料率により本町に割り当てられた納付金で、大阪府に納めるものでございますが、7億4,175万7,000円で、昨年度より2,827万3,000円減となっております。

194ページの款5・保健事業費、項1・特定健康診査等事業費でございますが、これにつきましては、医療保険者に義務づけられております生活習慣病予防に対する特定健診と保健指導に係る費用でございます。2,762万9,000円を計上してございます。

198ページをお開き願います。

款8・諸支出金、項2・繰出金の2,693万8,000円でございますが、国保診療所施設勘定特別会計への繰出金でございます。特別調整交付金として国より交付される額を繰り出すものでございます。

歳出は以上でございます。

続きまして、歳入の主な御説明をさせていただきます。

お戻りいただきまして、175ページをお開き願います。

款1・国民健康保険料でございますが、5億7,185万3,000円を計上してございます。令和3年度の本町の保険料でございますが、歳出のところで申し上げました、

府内統一の保険料率は、令和3年度は所得割13.82%、均等割5万8,331円、平等割4万1,728円となっておりますが、令和6年度の保険料統一に向けまして、現在、本町独自の激変緩和措置を行ってございます。所得割については13.35%、均等割は5万5,700円、平等割は4万1,000円と、段階的に標準保険料率に近づけていくよう改定しているものでございます。

178ページの款5・府支出金、項1・府補助金の19億345万3,000円でございますが、保険給付費等に対するの交付金でございます。

款6・繰入金、項1・他会計繰入金、目1・一般会計繰入金1億6,962万3,000円でございますが、保険基盤安定繰入金や地方交付税算入分等を一般会計から繰入れするものでございます。

180ページの項2・基金繰入金、目1・国民健康保険事業財政調整基金繰入金2,000万円につきましては、先ほど申し上げました本町独自の保険料激変緩和に用いるものでございます。

説明は以上でございます。御審議頂き御決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（永谷幸弘君）

日程第20「第20号議案 令和3年度豊能町国民健康保険特別会計診療所施設勘定予算の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

上浦保健福祉部長。

○保健福祉部長（上浦 登君）

第20号議案、令和3年度豊能町国民健康保険特別会計診療所施設勘定予算の件につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

予算書の209ページをお開き願います。

第1条といたしまして、歳入歳出予算の

総額は歳入歳出それぞれ1億255万7,000円と定めるものでございます。

第2条は、地方自治法第235条の3第2項の規定により一時借入金の借入れの最高額は5,000万円と定めるものでございます。

それでは内容につきまして、まず歳出から、その主なものにつきまして御説明をさせていただきます。

222ページ、223ページを御覧願います。

款1・総務費、項1・総務管理費、目1・一般管理費の6,154万3,000円につきましては、主に職員人件費及び診療所の運営管理に要する経費でございます。令和2年度から減額の主な要因といたしましては、歯科診療に係る機器の更新等の費用の減によるものでございます。

次に226ページから227ページの款2・医業費3,982万6,000円は、診療に要する各種健診や歯科技工等の委託料及び医薬品、また内科・歯科電子カルテ用コンピュータのシステム保守等の経費でございます。令和2年度からの増額の主な要因といたしましては、電子カルテの更新の費用でございます。

歳出は以上でございます。

次に、歳入の説明をさせていただきます。

お戻りいただきまして、217ページを御覧願います。

款1・診療収入の項1・外来収入の予算でございますが、3,779万3,000円を計上してございます。診療日の増や診療の充実により、令和2年度より約10%の増額を見込んでいるものでございます。

次に219ページの款4・繰入金、項1・繰入金は、一般会計から3,447万5,000円、国民健康保険特別会計からは、電子カルテ更新費用及び僻地診療所施設の

運営補助等といたしまして、2,693万8,000円をそれぞれ繰入れをするものでございます。

説明は以上でございます。御審議頂き御決定賜りますようよろしくお願いいたしません。

○議長（永谷幸弘君）

日程第21「第21号議案 令和3年度豊能町後期高齢者医療特別会計予算の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

上浦保健福祉部長。

○保健福祉部長（上浦 登君）

第21号議案、令和3年度豊能町後期高齢者医療特別会計予算の件につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

お手元の予算書235ページをお開き願います。

第1条といたしまして、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ5億7,951万7,000円と定めるものでございます。

それでは、内容の主なものにつきまして、まず歳出から御説明をさせていただきます。

247ページをお開き願います。

款1・総務費は、医療に係る事務と保険料徴収事務に係る事務経費でございます。

次に、248ページの款2・後期高齢者医療広域連合納付金5億6,247万8,000円につきましては、保険料徴収分等を広域連合に納める納付金でございます。

続きまして、歳入の主なものを御説明いたします。

お戻りいただきまして、243ページをお開き願います。

款1・後期高齢者医療保険料は、特別徴収、普通徴収合わせまして5億340万4,000円の保険料を見込んでございます。

244ページを御覧願います。

款3・繰入金、項1・一般会計繰入金、

目2・保険基盤安定繰入金は、政令の軽減分である保険基盤安定繰入金として5,907万4,000円を計上してございます。

説明は以上でございます。御審議頂き御決定賜りますようよろしくお願いいたしません。

○議長（永谷幸弘君）

日程第22「第22号議案 令和3年度豊能町介護保険特別会計事業勘定予算の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

上浦保健福祉部長。

○保健福祉部長（上浦 登君）

それでは、第22号議案、令和3年度豊能町介護保険特別会計事業勘定予算の件につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

お手元の予算書253ページをお開き願います。

第1条といたしまして、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ23億1,810万9,000円と定めるものでございます。

第2条といたしまして、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入限度額は1億円と定めるものでございます。

また、第3条といたしまして、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができるものにつきまして定めたものでございます。

内容につきまして、歳出から、その主なものにつきまして御説明をさせていただきます。

271ページをお開き願います。

款1・総務費、項1・総務管理費、目1・一般管理費3,743万8,000円でございますが、この経費の主なものは、職員人件費と介護保険システム改修費等に係る

経費でございます。

273ページをお開き願います。

項3・介護認定審査会費、目1・認定調査等費1,265万4,000円につきましては、主治医意見書作成の手数料や、業務委託料の要介護認定調査委託料等の経費でございます。

また、目2・介護認定審査会共同設置負担金1,450万円でございますが、これにつきましては池田市、能勢町、豊能町の1市2町によります認定審査会の負担金でございます。

275ページから281ページにかけての款2・保険給付費でございますが、令和3年度から令和5年度までの第8期介護保険事業計画での推計値に基づきまして、対前年度比5.13%減の20億8,576万2,000円を計上してございます。

次に、282ページの款4・地域支援事業費、項1・介護予防生活支援サービス事業費の8,229万6,000円につきましては、総合事業に係る経費でございます。また、同じページの項2・一般介護予防事業費911万4,000円並びに283ページから287ページにかけての項3・包括的支援事業費、任意事業6,371万2,000円につきましては、予防と自立支援に重点を置いた地域支援事業及び地域包括支援センターの運営に係る経費などでございます。

次に、歳入につきまして御説明を申し上げます。

お戻りいただきまして、263ページをお開き願います。

款1・保険料の第1号被保険者保険料でございますが、国のワークシートに基づいて算出した保険料給付費に対する第1号被保険者負担分に滞納分を含めまして5億9,132万4,000円を計上してございます。

次に、264ページをお開き願います。

款3・国庫支出金、目1・介護給付費国庫負担金でございますが、現年度分につきましては国の介護給付費負担分といたしまして4億1,715万2,000円を計上してございます。

項2・国庫補助金は、市町村ごとの介護保険財政の調整を行うためや、指標に沿った評価により交付を受けるものでございまして、5,112万2,000円を見込んでございます。

265ページの款4・支払基金交付金、目1・介護給付費交付金、現年度分5億6,315万6,000円につきましては、第2号被保険者の負担分として、介護給付費の27%に相当する額を計上いたしてございます。

また、266ページ目2・地域支援事業支援交付金、現年度分2,471万7,000円につきましては、地域支援事業費の介護予防事業として、第2号被保険者の負担分、27%に相当する額を計上してございます。

次に款5・府支出金、目1・介護給付費府負担金、現年度分につきましては、大阪府の負担分でございます介護給付費の12.5%に相当する額、2億6,072万円を計上してございます。

267ページの款6・繰入金、項1・一般会計繰入金の目1・介護給付費繰入金、現年度分でございますが、町の負担分といたしまして、介護給付費の12.5%に当たります2億7,072万円を計上してございます。

268ページ目の目4・その他一般会計繰入金は、人件費や事務費分として6,336万4,000円を計上してございます。

目5・低所得者保険料軽減繰入金は、低所得者への保険料軽減措置に係る2,072万5,000円を計上しているところでございます。

説明は以上でございます。御審議頂き御決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（永谷幸弘君）

日程第23「第23号議案 令和3年度豊能町下水道事業特別会計予算の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

高木都市建設部長。

○都市建設部長（高木 仁君）

それでは、第23号議案、令和3年度豊能町下水道事業特別会計予算の件について御説明を申し上げます。

お手元の予算書の299ページをお開きください。

第1条で、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4億7,359万5,000円と定めるものでございます。

2番といたしまして、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、300ページの「第1表 歳入歳出予算」のとおりとなっております。

第2条、債務負担行為でございますが、303ページの「第2表 債務負担行為」の表を御覧ください。事項、期間、限度額をそれぞれ定めております。

第3条、地方債でございますが、304ページの「第3表 地方債」の表を御覧ください。下水道債として、限度額、利率、償還方法等を定めております。

第4条の一時借入金につきましては、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は1億円と定めるものでございます。

第5条、歳出予算の流用につきましては、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、予算額に過不足を生じた場合における同一款内での流用を定めるものでございます。

それでは、歳出より御説明をいたします。314ページをお開き願います。

款1・下水道費、項1・下水道管理費、目1・下水道総務費でございますが、下水道事業の運営に係る経費を計上しており、前年度と比べ1,937万8,000円の増となっております。この主な要因は、地方公営企業法適用準備事業と下水道建設基金への積立の増によるものでございます。

315ページを御覧ください。

目2・下水道維持管理費でございますが、下水道施設の適切な維持管理に係る経費を計上しており、前年度と比べ977万6,000円の減となっております。この主な要因は、下水道誤接続調査が終了したことと、流域下水道負担金の減によるものでございます。

316ページをお開き願います。

項2・下水道整備費、目1・下水道整備費でございますが、下水道施設の建設等に係る経費を計上しており、前年度と比べ472万7,000円の減となっております。この主な要因は、流域下水道事業負担金が増となる一方で、人件費と工事請負費が減となっていることによるものでございます。

317ページから319ページにかけての項3・浄化槽管理費と項4・浄化槽整備費でございますが、町管理の合併処理浄化槽の適切な維持管理及び整備に係る経費を計上しており、前年度とほぼ同額となっております。

319ページをお開きください。

款2・公債費、目1・下水道公債費でございますが、元金と利子の合計額は前年度に比べ3,089万3,000円の減となっております。減となっております要因は、償還が順次終了していることによるものでございます。

320ページをお開きください。

項2・浄化槽公債費でございますが、元金と利子の合計は513万6,000円で、前年度とほぼ同額でございます。

予備費は前年度と同様に100万円を計上しております。

続きまして、歳入の御説明を申し上げます。

309ページにお戻り願います。

款2・使用料及び手数料、項1・使用料の目1・下水道使用料は、人口の減少による減を見込んでおります。目2・浄化槽使用料は、前年度と同額を見込んでおります。

310ページをお開きください。

款3・国庫支出金、項1・国庫補助金、目1・下水道費国庫補助金でございますが、ストックマネジメント事業に係る交付金で、事業費の2分の1を見込んでおります。

款4・財産収入は、下水道建設基金等の運用収入でございます。

311ページを御覧ください。

款5・繰入金、項1・一般会計繰入金でございますが、雨水対策や浄化槽管理等に係る一般会計からの繰入金で、3,466万円の減となっております。主な要因は、下水道債の償還額及び償還に伴います交付税措置分の減と、工事検査員との兼務職員の人件費の減となっております。

項2・基金繰入金、目1・下水道建設基金繰入金でございますが、前年度に比べ348万5,000円の減となっております。減の要因といたしましては、投資的費用が減となったことによるものです。

312ページを御覧ください。

款6・繰越金及び款7・諸収入、項1・預金利子は科目設定でございます。

項2・雑入は、前年度と同額を見込んでおります。

313ページを御覧ください。

款8・町債でございますが、前年度に比

べ1,410万円の増となっております。これは、流域下水道建設負担金と公営企業会計適用債の増によるものでございます。

説明は以上でございます。御審議頂き御決定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（永谷幸弘君）

提案理由の説明は以上で終了いたします。

以上をもって本日の日程は全て終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

次回は、3月4日午前9時30分より会議を開きます。

大変に御苦労さまでございました。

散会 午前11時53分

本日の会議に付された事件は次のとおりである。

会議録署名議員の指名

町政運営方針について

- 第 3号議案 豊能町公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 第 4号議案 豊能町公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 第 5号議案 豊能町公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 第 6号議案 町長等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例制定の件
- 第 7号議案 豊能町監査委員条例改正の件
- 第 8号議案 豊能町国民健康保険条例改正の件
- 第 9号議案 豊能町介護保険条例改正の件
- 第10号議案 豊能町指定居宅介護支援事業者の指定並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例改正の件
- 第11号議案 豊能町立コミュニティセンター条例改正の件
- 第12号議案 豊能町立公民館条例等改正の件
- 第13号議案 町道路線の認定、廃止、一部廃止及び変更の件
- 第14号議案 令和2年度豊能町一般会計補正予算（第10回）の件
- 第15号議案 令和2年度豊能町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2回）の件
- 第16号議案 令和2年度豊能町介護保険特別会計事業勘定補正予算（第4回）の件
- 第17号議案 令和2年度豊能町下水道事業特別会計補正予算（第1回）の件
- 第18号議案 令和3年度豊能町一般会計予算の件
- 第19号議案 令和3年度豊能町国民健康保険特別会計事業勘定予算の件
- 第20号議案 令和3年度豊能町国民健康保険特別会計診療所施設勘定予算の件
- 第21号議案 令和3年度豊能町後期高齢者医療特別会計予算の件

第 2 2 号議案 令和 3 年度豊能町介護保険特別会計事業勘定予算の件

第 2 3 号議案 令和 3 年度豊能町下水道事業特別会計予算の件

以上、会議の次第を記し、これを証するためここに署名する。

令和 年 月 日署名

豊能町議会 議長

署名議員 11番

同 12番